

I 教育の充実
2 豊かな心の育成

(2) 実体験を重視した教育の推進 << 施策6 >>

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、社会教育課

総合計画の内容

< 現状・課題 >

- 自然体験活動等、様々な体験活動を通して、子どもの豊かな感情、好奇心、思考力等の基礎が培われることから、子どもが日常的に自然や生きもの、または地域の方々等と触れあえる環境づくりが必要です。

< 施策の方向 >

- 子どもの主体的な実践意欲、社会性や他人を思いやる心等を育成する観点から、学級活動、生徒会活動や学校行事等の学校教育活動及び社会教育活動において、自然体験活動、社会貢献活動、読書活動等を推進します。なお、その際、グループ活動による「鍛ほめ福岡メソッド」の積極的な活用を図ります。

令和5年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 各社会教育施設の特色に応じたプログラムを開発し、体験活動の充実を図ります。
- ◇ 新型コロナウイルス感染症対策をしながら体験活動の機会を確保するため、学校等における集団体験活動の取組に対する支援を行います。
- ◇ 学校と地域が連携・協働した地域学校協働活動の取組を推進し、地域人材の協力を得て、放課後等の体験活動の充実を図ります。

令和5年度 主な取組・事業

取組・事業名	概要
県立学校集団体験活動推進事業の実施	県立中学校、中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校において、自立や協働の精神を学びながら、社会性や他人を思いやる心、集団内の好ましい人間関係づくりと自尊感情や規範意識を育成するため、「鍛ほめ福岡メソッド」を取り入れた集団体験活動や自然体験活動を実施します。
放課後等における子どもの体験活動などの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動指導員を設置する市町村を支援することで、子どもの体験活動等を推進します。 ・子どもの主体性や協調性を育むため、地域学校協働活動等において放課後等における子どもの体験活動を推進します。 ・「ふくおか体験活動出前隊（青少年教育施設職員）」が、学校や地域に出向き、子どもの体験活動を支援します。
障がいのある子どもや不登校の子どもへの体験活動の支援	県立の社会教育施設において、障がいのある子どもや不登校の子どもを対象とした体験活動事業を実施し、将来に対する目的意識や社会性を育みます。

指標

指標	指標の概要	現状値	目標値
放課後等における体験活動の実施	放課後等に子どもの体験活動を実施している市町村の割合	86.7% (R3年度)	100% (毎年度)